

岩手県告示第613号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
大槌町	当該市町村で定める場所	平成24年10月10日（午後）及び同月11日（午前）
北上市	”	平成24年10月22日（午後）、同月23日、同月24日及び同月25日
西和賀町	”	平成24年10月29日（午後）及び同月30日（午前）
花巻市大迫町	”	平成24年11月5日
花巻市東和町	”	平成24年11月6日
花巻市石鳥谷町	”	平成24年11月7日
花巻市（大迫町、東和町、及び石鳥谷町を除く。）	”	平成24年11月13日、同月14日、同月15日及び同月16日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター